

◆字平良新設に伴う手続き◆

手続きは必要ありません!!

☆住民票・印鑑登録・選挙人名簿など
役所が新しい住所に書き換えます。



☆後期高齢者医療被保険者証・後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証
2016年7月上旬に、新住所記載の保険証等を郵送します。
※切り替えまでの間、旧住所記載の保険証等をそのまま使用できます。

☆国民年金・国民健康保険等
役所が新しい住所に書き換えます。

☆土地・建物などの不動産登記の所在
不動産（土地・建物）の登記の所在は、法務局の職権で書き換えます。
※ただし、所有者の住所については申請が必要です。（登録免許税は免除）

☆水道、電気（沖縄電力）、NHK
※長期にわたり旧住所で通知が届く場合は、各事業所へご連絡ください。

☆パスポート
パスポートの住所欄は、ご自身で訂正してください。

※その他、市役所が発行している受診券や証、手帳などは基本的にそのまま使用可能ですが。更新時等に、自動的に新住所で記載されます。

手続きが必要です

ことがら	該当者	いつまでに	手続きの方法	問合せ・手続き先	必要書類
公的機関等	在留カード、特別永住者証明書等	外国人登録証明書をお持ちの方	お早めに	南城市役所市民課窓口にて住所修正（カード裏書） 南城市役所 市民課 ☎098-917-5312	お持ちの在留カード、特別永住者証明書等
	マイナンバーカード、住民基本台帳カード等	住基カードをお持ちの方	お早めに	南城市役所市民課窓口にて住所修正（カード裏書） 南城役所 市民課 ☎098-917-5312	マイナンバーカード、住民基本台帳カード等、印鑑
	厚生年金共済年金	厚生年金、共済年金加入者	お早めに	勤務先に届け出 各勤務先	お問い合わせください
	厚生年金保険加入事業者の住所	適用事業所	お早めに	所在地の管轄年金事務所へ届け出 各年金事務所	お問い合わせください
	社会保険の任意継続	社会保険を任意継続している方	更新時でかまいません	加入先へ更新時に届け出 協会けんぽ、けんぽ組合等	字名称変更証明書

ことがら		該当者	いつまでに	手続きの方法	問合せ・手続き先	必要書類
車両関係	自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	必要な時、または更新時でかまいません	新住所表示での免許証を希望の場合は右記載の場所で記載事項変更の手続きが必要	沖縄県警察運転免許センター ☎098-851-1000 与那原警察署 ☎098-945-0110	新住所が確認できるもの ・健康保険証、本人宛の郵便物（消印のあるもの）、公共料金領収書、住民票など ※本籍の変更がある場合は本籍入りの住民票抄本（南城市役所市民課で発行・有料）が必要です。 ☆ご不明な点はお問合せ下さい。
	自動車検査証 (バイクの場合251cc以上)	車検証をお持ちの方	次期車検時でかまいません	新住所表示での証を希望の場合は手続きが必要	沖縄県陸運事務所 ☎050-5540-2091	字名称変更証明書 車検証 印鑑
	軽自動車検査証	軽自動車を所有する方	次期車検時でかまいません		沖縄県軽自動車協会 ☎098-877-8274	字名称変更証明書 車検証 印鑑
	軽自動車届出済証	軽二輪を所有する方	必要な時に		沖縄県軽自動車協会 ☎098-877-8274	字名称変更証明書 届出済証 印鑑
登記関係	原付（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の交付証明書	原付、小型特殊自動車をお持ちの方（南城市ナンバー）	必要な時に		南城市役所 税務課 ☎098-917-5328	交付証明書
	不動産所有者・抵当権者・仮登記権利者等の住所	当該地区の不動産を所有している方	必要な時に（抵当権設定時など）	新住所表示での証明書を希望の場合は、法務局にて住所変更登記	那覇地方法務局 総務課 ☎098-854-7951	字名称変更証明書
	会社等（商業登記簿・法人登記簿）の本店、支店の住所（※NPO等の法人も含む）	法人の所在を当該地区に登記している法人	本店：2週間以内 支店：3週間以内	法務局にて住所変更登記	那覇地方法務局 法人登記部門 ☎098-854-7130	字名称変更証明書
金融機関	会社等（商業登記簿・法人登記簿）の役員等の住所（※NPO等の法人も含む）	法人の所在を当該地区に登記している法人	//	法務局にて住所変更登記	那覇地方法務局 法人登記部門 ☎098-854-7130	字名称変更証明書
	琉球銀行	口座等がある方	お早めに	銀行にて手続き	—	字名称変更証明書 通帳、届印
	海邦銀行	//	//	//	—	字名称変更証明書 通帳、届印
	沖縄県ろうきん	//	//	//	—	字名称変更証明書 通帳、届印
	沖縄銀行 (沖縄県農協) (郵便局)	//	借入の有無等により手続きが異なります。銀行にお問合せください。	—	—	—

※以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により住所変更届け出を要するものは、所定の手続きを行ってください。

※事業者やNPO法人などは、国や県などに許可や登録、届け出をしているものについても、お早めに所定の手続きを行ってください。

※保険やクレジットカード、携帯電話など、個人が所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので、関係機関へお問い合わせください。

※ガスや電話、プロバイダー等の登録住所の変更は各自でご連絡ください。